

工事 単品スライドフロー

単品スライドの適用根拠(本工事の中で、 が当初よりも 割下落しており該当する。)

適用根拠	フロー	日時	チェック項目、その他
運用 - 附則1	工期末が平成21年3月24日以降		スライド適用材料は 鋼材類 燃料類
別添価格変動資料	資材搬入時期を確認 (材料検収記録や聞き取り)		
	当該工事に係る変動額が請負代金額(最終精算見込み)の1%以上であるか確認		鋼材類の単価は搬入月の価格 刊行物の平均 燃料類の単価は工期始期の 翌々月から工期の前月までの 価格刊行物の平均
運用 - 附則2	発注者から単品スライド適用を請求 (様式1)(様式1-1) (発注者からの請求日は工期末の2ヶ月前まで)	平成21年 月 日	工期 平成21年5月10日以前 平成21年5月11日以降 単品スライドの内容を相手が 十分知った上での請求か
運用 - 附則2	暫定措置 注1 工期末が5月10日以前 の場合、請求は3月24日 まで		協議開始日の通知が発注者 の請求から7日以内か
運用 - 6	協議開始の日を工期末から45日前の日と することを通知(様式2) 45日以内とする場合は、請負者と調整 すること	平成21年 月 日	協議開始日は工期末の 45日前か
	協議開始日	平成21年 月 日	
	当該工事に係る変動額が請負代金額(最終精算)の1%以上であるか確認		変動額は、請負額の1%以上か
運用 - 1(1)	減額スライド額の算定 請負者との協議(様式4)		
運用 - 2(2)	請負者に異議がある場合別途資料を提出 (様式3、様式-3-1,2,3)		証明書類は納品書・請求書・ 領収書が揃っているか
	減額スライド額の通知(変更指示書) 注3	平成21年 月 日	スライド額の通知は協議開始 日から14日以内か
運用 - 6	工期末に変更契約		

注1) 変更契約までの日数が確保されていること。

注2) 甲が請求を行った日又は行った日から7日以内に通知しない場合には、乙は協議開始の日を定め甲に通知することができる。(工事請負契約書第25条8項)

注3) 変更額については、甲乙協議して定める。

協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め乙に通知する。(工事請負契約書第25条7項)